

令和 7 年 10 月 2 日

上牧中学校新校舎電子黒板購入業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

令和 8 年 4 月の開校に向け上牧中学校新校舎を新築するなかで、デジタル教材やオンラインリソースを活用したインタラクティブな学びに発展させることで、より良い学びの環境を提供することを目的として液晶ディスプレイ型一体型電子黒板一式を整備するものである。

本実施要領は、本町の教育現場に最も適した電子黒板を整備することを目的として、他自治体において同様の実績を有する等の経験がある事業者から企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として特定する「公募型プロポーザル方式」による業者選定を実施するための実施方法等について必要な事項を定めたものである。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 上牧中学校新校舎電子黒板購入業務
- (2) 業務内容 別紙「上牧中学校新校舎電子黒板購入業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 議会の議決を得た日から令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 予定価格 14,576,650 円（消費税込み）

3. 担当課

上牧町教育委員会事務局教育総務課

(所在地) 〒639-0293

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3350 番地（庁舎西館 1 階）

(TEL) 0745-76-2528（直通）

(FAX) 0745-76-1199

(E-Mail) kyousou@town.kanmaki.lg.jp

4. 参加資格要件

当該公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 年度上牧町指名競争入札参加資格者名簿に登載されている競争参加資格者で、物品購入等希望業種「No.21 0A 機器・用品」に登録しているものであること。
- (3) 参加表明等の提出期限の日から契約締結までの間に、上牧町物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要綱の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。
- (4) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人・団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産開始の申立てがなされていない者及びその開始決定がなされていない者であること。
- (8) 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものでないこと、及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※ (4) から (8) については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

5. 選定スケジュール

項 目	日 程
① 公募受付期間	令和 7 年 10 月 2 日（木）から 令和 7 年 10 月 15 日（水）まで
② 質問の受付期間	令和 7 年 10 月 2 日（木）から 令和 7 年 10 月 8 日（水）まで
③ 質問への回答期限	令和 7 年 10 月 14 日（火）まで
④ 参加表明書等の提出期限	令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで
⑤ 参加資格の確認結果通知	令和 7 年 10 月 17 日（金）
⑥ 企画提案書等の提出期限	令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時まで
⑦ 審査（プレゼンテーション） 実施通知	令和 7 年 11 月 4 日（火）
⑧ プレゼンテーション	令和 7 年 11 月 10 日（月）から 令和 7 年 11 月 11 日（火）まで予定

⑨ 特定結果の通知	令和7年11月13日（木）予定
⑩ 特定結果の公表	令和7年11月13日（木）予定
⑪ 仮契約締結	令和7年11月14日（金）予定

※ 上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡を行う。

6. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月8日（水）まで

(2) 提出書類

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第7号）に内容を簡潔に記入し、電子メールに添付して「3. 担当課」へ提出すること。標題は「プロポーザル審査に関する質問（事業者名）」とすること。電子メール以外での質問（電話や訪問等）については対応しないものとする。

(3) 回答

令和7年10月14日（火）にすべての質問及び回答を取りまとめたものを町ホームページ上に公開する。なお、質問の回答内容については、本説明書の追加または修正事項とする。

7. 参加申込書類

参加を希望する者は、下記により書類を提出すること。

	様式	書類名	部数	提出期限
1	様式第1号	参加表明書	1部	10月15日（水）
2	様式第2号	会社概要書（※1）	1部	
3	様式第3号	業務実績書（※1）	1部	
4	任意様式	業務実績等を証する資料の写し	1式	
5	様式第4号 任意様式	企画提案書	正本1部 副本8部	10月31日（金）
6	様式第5号	見積書、見積内訳書	1部	

（※1）協力事業者がある場合、協力事業者のものも添付すること。

8. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和7年10月15日（水） 午後5時まで

(2) 提出先

「3. 担当課」

(3) 提出方法

持参（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）もしくは郵送とすること。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で期限までに必着で提出すること。

(4) 提出書類及び部数

- ① 参加表明書（様式第 1 号） 1 部
- ② 会社概要書（様式第 2 号） 1 部
- ③ 業務実績書（様式第 3 号） 1 部
- ④ 業務実績等を証する資料の写し 1 式

(5) 参加表明書等の作成要領

別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」のとおり。

9. 参加資格の確認

前記「4. 参加資格要件」に定める参加資格を審査の上、参加資格要件をすべて満たす応募者を候補として選定する。参加資格の確認結果は、令和 7 年 10 月 17 日（金）に電子メールで確認結果通知書（様式第 7 号）により各応募者に通知する。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 31 日（金） 午後 5 時まで

(2) 提出先

「3. 担当課」

(3) 提出方法

持参（土日祝を除く午前 9 時から午後 5 時まで）もしくは郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で期限までに必着で提出すること。

(4) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書（様式第 4 号、任意様式）正本 1 部、副本 8 部
- ② 見積書、見積内訳書（様式第 5 号 1/2、2/2） 1 部

(5) 企画提案書等の作成要領

別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」のとおり。

11. 審査実施の通知

参加表明書等の提出により、参加意思について確認できた参加者へ審査（プレゼンテーション）の日時及び場所を令和 7 年 11 月 4 日（火）に電子メールで審査開催通知書（様式第 8 号）により通知する。

12. プレゼンテーション

町職員及び学校教諭で構成するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、次のとおり各参加者によるプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを実施する。

項目	注意事項等
実施年月日	令和7年11月10日（月）から 令和7年11月11日（火）まで予定 時間は、プレゼンテーション開催通知で指定する。
場所	上牧町役場 2階 第3会議室（予定）
内容	プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の内容について30分以内で説明すること。説明は提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。説明の後、審査員からのヒアリングに対し簡潔に回答することとし、ヒアリング時間は15分以内とする。プレゼンテーションで使用する説明用資機材（プロジェクター、スクリーン、延長コード等）は上牧町で用意するが、それ以外の機器（電子黒板、パソコン等）は参加者が用意すること。また、準備片付けは15分程度で行うこと。なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。
説明者	出席者は5名以内とする。

13. 受注者候補の特定

(1) 受注者候補の特定方法

- ① 審査は、委員会により行い、最も評価点の高い者を受注者候補として特定する。
- ② 企画提案書提出者が2者に満たない場合、提案者が応募要件を満たしていれば審査を行うものとし、すべての評価項目において各委員の評価の合計が配点の6割以上であるときは、その提案者を受注者候補として特定する。
- ③ 最高評価点の者が複数の場合は、審査員の投票により決定する。

(2) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、受注者候補の特定の前後を問わず失格とする。

- ① 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- ② 提出された見積金額が予定価格を超える場合
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- ⑥ 受注者候補がプレゼンテーションに出席しない場合

(3) 特定結果

令和7年11月13日（木）に電子メールでプロポーザル審査結果通知書（様式第9号）により各参加者に通知する。

14. 審査結果の公表

採点結果については、上牧町ホームページに公表する。

15. 契約の締結

受注者候補の選定後、企画提案書等をもとに契約書案を作成し、準備が整い次第、本町教育総務課にて仮契約を締結する。なお本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月上牧町条例第5号）第3条に規定する契約に該当するため、町議会の議決があったときに、本契約を締結となることに留意すること。

16. 審査方法

(1) 評価の方法

提案の内容から採点する。

(2) 配点

各評価項目の最高配点は下記のとおりとする。ただし、提案内容によっては減点となること。なお、配点は委員1人当たりの点数である。

評価分類	評価項目	配点
業務実績 【20点満点】	応募者（会社）の業務実績	10点
	メーカーの奈良県内電子黒板導入実績	10点
電子黒板 【140点満点】	操作の容易性	10点
	ホワイトボード機能	20点
	書画カメラの機能と電子黒板との連携	10点
	タブレット端末と電子黒板との連携	20点
	生徒の積極性を引き出す機能	20点
	教師の授業進行を支援する機能	20点
	安全性の担保	10点
	セキュリティ機能	10点
	自由提案	20点
保守サポート 【20点満点】	保守内容	10点
	サポート体制	10点
業務費用 【20点満点】	見積額	20点
合 計		200点

17. その他注意事項

- (1) 参加表明書等及び企画提案書等の提出は、応募者1者につき各1件のみとする。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しないものとする。
- (4) 参加表明書等及び企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、上牧町が承諾したもののについてはこの限りではない。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を企画提案書等の提出

期限の令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 5 時までに持参または郵送（必着）にて提出すること。

（6）提出された書類が著作物にあたる場合でも、上牧町情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。

（7）契約にあたっては、本町が定めた物品購入仮契約書を使用する。